



冤罪・布川国賠ニュース

第17号 2015.9.24

冤罪・布川国賠

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

桜井昌司「想いうたコンサート」

10/10(土)13:30～

日比谷図書文化館地下大ホール

第1部 布川国賠の意義
(井浦謙二弁護士事務所局長)
各冤罪犠牲者の訴え
(大崎事件ほか)

第2部 うた 桜井昌司
獄中詩朗読 田中泰子

参加費 1000円、お申し込みは支援する会まで！

※ 懇親会/17:00～19:00 日比谷図書文化館地下 Library Dining 会費 3500円

布川国賠第12回口頭弁論

12/16(水) 15:00～

東京地裁103号法廷

《 裁判当日の行動予定 》

- 13:00～14:00 地裁前宣伝
- 14:00～ 東京地裁への要請行動 (13:55 地裁前集合)
- 15:00～ 第12回口頭弁論(103号法廷)
- 15:30～ 報告集会 (日比谷図書文化館4階小ホール)

9/4 (金)

布川国賠第 11 回口頭弁論報告

冒頭、布川国賠弁護団副団長の松江頼篤弁護士は、文書提出命令に関する攻防が佳境に入っており、これから重要な時期になるとして、「応援をよろしく願います」と述べました。今回は、すでに申し立てている 2 つの文書提出命令申立てについてそれぞれ補充書を提出しました。

◇ 文書提出命令申立て補充書を提出 「ポリグラフ検査記録紙流失」は嘘

警察が昭和 61 年の那珂川の洪水でポリグラフの検査記録紙等が流失したと、主張したことを受けて、弁護団と桜井さんは現地調査をしました。そこで、たまたま、根本町倉庫のある土地を警察に売却し、現在も向かい側に住んでいる人に話を聞くことができました。その方は洪水当時、家にいて様子を見ていたとそうで、その時の様子が明らかになりました。水は、そこより下の橋の堤防の低いところが決壊したため、ひたひたと増水して、1 階の窓の上の棧のところに達し、また引いていったのだそうです。窓ガラスも割れなかったそうで、2 階の屋根まで達し、書類が流失したという警察の主張が嘘であることがはっきりしました。

訓令によると警察の文書は目録を作って保管し、廃棄も記録しなければならない

茨城県警の「文書の取り扱いに関する訓令」には、しっかり管理することが書いてあった。ロッカーに入れ、保管するときには、索引をつけ、台帳をつくり、保存期間は 10 年、ただし訴訟になっている場合は、訴訟が終わるまで延長しなければならない。もし廃棄する場合は、廃棄する文書の名前、廃棄の理由を記載した帳簿を作る。あらゆる意思決定については文書を作る。ポリグラフ記録紙にも、保管台帳も廃棄の台帳もあり、流れたなら、流れたことが書いてあるはずである。県が「保管台帳など一切ない」と言うのは、嘘である。

文書がある時点まで持っていたことを立証すれば、それがないことを検察警察が立証しなければならない

平成 8 年の福岡高裁の判決によれば、文書提出命令を申し立てられた側が「ない」と言えばそれで命令を免れるわけではなく、文書がある時点まで保管されていたことを立証すれば、その後なくなったことを申し立てられた側が立証しなければ文書提出命令を出さなければならないとのことです。

杉山さんの提出されていない録音テープについては、テープの存在を話す杉山さんの供述を検察官が調書に記載している点から見てその存在は明らかです。アリバイなど桜井さんに有利な関係者の調書は、その関係者自身の話から作成されたことが明らかであるから、提出命令は出されるべきであると指摘したそうです。

◇ 園部典生検事を証人として申請

園部典生検事は、再審請求審の水戸地裁土浦支部段階での担当検事ですが、現在は最高検にいるそうです。

園部検事は、ポリグラフ検査記録紙などが那珂川の氾濫で流失したという園部検事宛ての茨城県警の報告書(H16.3.29 作成)を当時証拠として出しています。ポリグラフ関係の書類の保管状況を最もよく知る人物と言えます。そしてポリグラフ検査記録紙の存在を事件の当初から検察が知っていたかどうかは、この点で国にも責任があるか否かを判断するうえで重要です。

また園部検事は再審請求審で、自ら当初 1 つしか「ない」とした毛髪鑑定書を弁護団から「あるはず」と攻められて提出しており、同時期に提出されたポリグラフ検査についても、「ない」と嘘を言ったのではないかと疑われるとのことです。

弁護団は園部検事を文書提出命令の判断に先立って証人尋問してほしい旨を法廷で述べました。

◇ 次回にも裁判所の判断が出ると予想される

検察・警察は次回の進行協議までに意見書を提出することになり、その上で、次の進行協議あるいは次の口頭弁論で、裁判所が文書提出命令申立てについての判断を下す見通しです。国賠提訴以来続けてきた証拠開示の闘いは、地裁ではいよいよ最終段階となります。

「これから面白くなる闘い」

桜井昌司

国賠裁判の今後は、証人尋問が終われば結審になると思いますが、もう48年になる布川事件では証人になれる人が、あまり存在しません。警察官のほとんどは死んでいますし、検察官もいません。他の国賠裁判では、警察官なども含めて多くの証人尋問が行われたことで、長い時間がかかりましたけども、布川国賠は証人になれる人が少ないのですから、今の書面のやり取りが終われば、数回の証人尋問で終了になると思われま

す。前回の口頭弁論では、布川事件の再審請求を水戸地検3席検事として担当した園部典生最高検検事を証人として申請しました。

なぜ園部検事の証人尋問かと言いますと、私の録音テープに関する件です。

取り調べをした早瀬・深澤刑事は、2回行った録音を「録音は一度のみ」と偽証して「2回目の録音テープ」だけを出しました。ところが、2001年に再審請求をしたら、園部検事は、自ら弁護人を水戸地検に呼んで「1回目の録音テープ」を提出したのです。「桜井は、最初からスラスラと自白してるんですよ」と言って、ニヤニヤ笑いしながらだったそうです。きっと、この録音テープで棄却、一件落着！と思ったのですが、警察官の偽証が明らかになり、再審開始の力になったのです。

裁判で警察官に偽証させた検察官の責任を問えば、「裁判でウソを語る警察官だから検事が聞いても真実を語るはずがない。責任はない」と言うのです。

警察官が「行わなかった」と証言した「1回目の録音テープ」は、検察官が提出したのです。いつ、どの時点で警察から検察に、この録音テープが渡されたのか、これが明らかになれば、検察官が存在を知っていたのか、知らなかったのかが明らかになり

ます。当然、弁護団は「受け渡し簿などの記録を出せ」と求めましたが「必要ない」と拒否です。では、「これを提出した園部検事に直接聞きたい」としての証人申請です。

国賠に対する裁判所の姿勢は、この証人尋問を認めるかどうかで判る部分があります。次回弁論で、どうなるか注目です。

8月から始めたエフエム西東京の番組ですが、聴いてくださった方は、おられますか？毎週となると、なかなか30分を話すのは大変です、でも、「言いたい放題」の題名通りに好きなことを話せますので、闘う私には、大きな武器だと思っています。これからは冤罪にかかわるゲストに来て頂き、悪党警察と腐れ検察を改革できるような声を上げ続けます。

ぜひ応援してください。

「刑訴法等改正案」の衆議院通過に抗議し、参議院での廃案を求める声明 2015. 8. 17

私たち冤罪被害者は、「刑訴法等の改正」に付いて、全事件の全過程可視化が実現しないままの盗聴拡大と司法取引新設は、冤罪を増やすことになるので、絶対に認められないことを表明して来しました。

その願いが無視され、このたび衆議院で可決されたことに付いて、強く抗議するとともに、改めて「このままの法案では冤罪が増えることは間違いない」ことから反対の意思を表明いたします。

そもそも全事件の3パーセント程度の可視化である上、それらの事件ですら、録画・録音を行う取調官の都合で中止するような抜け道まで用意した欠陥法律では、全面可視化に、何の保証もないと同じです。

一度犯人と見なして逮捕したならば、強引に自白を迫り、証拠のねつ造まで行う警察の悪辣さを骨身に沁みて知る私たちにしますと、このような法案では、今までと同じように自白強要などの強引な捜査が行われることは必至です。

冤罪問題ゆえに始まった法改正だったはずが、いつの間にか盗聴拡大と司法取引新設という、捜査手法の拡大ばかりの法律になったことが、そもそも納得できません。

盗聴の怖さは、電話やメールのほとんど全てが警察によって知り尽くされ、私たちがそれを知らないという事態が起きることです。知らないところで私たちの人権と暮らしが侵されることです。

その問題の修正が「事件に関係しない警察官の立会い」とは冗談でしょうか。泥棒の監視に泥棒仲間を付けて、何の保証も期待できないと同じです。警察が侵す人権なのに、なぜ同じ仲間である警察官の立会いが保障になるのでしょうか。警察を盲信する国会議員の「警察神話」が信じられません。

司法取引は、必ず国会議員にも跳ね返る法律です。「取引の場には、弁護人の常時関与」と修正されたようですが、司法取引によって罪を問われる人は、全く埒外であり、弁護人によって守られないことは変わりはありません。「あの人が罪を犯した」と訴えられた人の弁明は、どうして保障されるのでしょうか。事件が作られた後になって、今と同じような冤罪被害者としての困難が続くこととなります。

私たち冤罪被害者一同は、このような問題を多く含む法律を認められません。

私たちの懸念をお汲み取り頂き、参議院では廃案にしてください。強く求めます。 桜井昌司さんら冤罪被害者13名

「桜井昌司の言いたい放題！人生って何だ!!」
エフエム西東京(84.2MHz)

毎週木曜深夜 24:30～25:00

8月13日(木)深夜開始、

※放送後ポッドキャスト(番組ダイジェスト)をネット公開

<http://syoujisakurai.seesaa.net/>

❖ **なくせ冤罪！市民評議会「総会」**

とき：10/24(土) 14:00～16:00

場所：平和と労働センター 3階 304,305 会議室

日程経過

- 8月6日(木)盗聴・密告・冤罪 NO！院内集会Ⅲ
8月8日(土)9日(日)支援者・弁護団親睦夏合宿(湯檜曾「ホテル湯の陣」)
9月3日(木)可視化・司法取引・盗聴拡大の徹底審議を求める院内集会
9月4日(金)14:00～第11回口頭弁論(101号法廷)
9月10日(木)福井事件第1回事件研究会(櫻井司法研究所)
9月13日(日)エセ可視化・司法取引・盗聴法拡大を許さない市民集会(日比谷図書文化館)

当面の行動予定

★署名をありがとうございます★

署名数 総計 9,708 筆！

(9月15日現在)

瀧本妙子 5 救援会茨城県本部 20 南紀代子
33 救援会北九州総支部 24 豊島区労働組合
協議会 38 神戸優香理 20 救援会大分県本部
16 救援会大阪府本部 10 救援会愛知県本
部 64 不明 29 栗城英雄 44 東京 5 西備
民主商工会 10 三宅愛子 43 (敬称略)

★冤罪の責任を問う布川国賠を支援する
会の活動にご協力ください！

- ・年会費 1口1000円/1年
- ・郵便振替
口座番号 00170-8-485425
口座名 布川国賠を支援する会
- ・三井住友銀行 高田馬場支店(普通預金)
口座番号 4711084
口座名 布川国賠を支援する会(「フクコハ イエンズカイ」)
※会員拡大をお願いします！
現在会員数 416名

10月3日(土)～9日(金)「冤罪鹿児島・大崎事件」
支援美術展
(ギャラリー像・2F 新宿区下宮比町1-1
「飯田橋」駅3分 TEL03-3235-0677)
11:00～20:00
(3,4日19:00まで、9日17:00まで)
10/3(土)18:00～オープニングパーティー

10月10日(土)桜井昌司「想いうたコンサート」
(日比谷図書文化館地下大ホール)

10月24日(土)なくせ冤罪！市民評議会「総会」

11月7日(土)「白鳥決定」40周年シンポジウム
(青山学院大学6号館2階621号教室)
13:30～16:45

11月18日(水)福井事件第2回事件研究会

12月16日(水)15:00～第12回口頭弁論(103号法廷)

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル505号室
Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798
E-mail: kwntpl53@ybb.ne.jp

発行責任者 中澤宏